

第19回総代会資料 正誤表

変更箇所	正	誤
107 ページ、 変更後の下 から 11 行目 からの 3 の 下線部	<p>第 4 1 条</p> <p>3 <u>農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号。以下「平成 27 年改正法」という。）附則第 7 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）第 1 条の規定による改正前の法（以下「旧農協法」という。）</u> 第 37 条の 2 第 7 項で準用する会社法第 439 条に定める要件に該当する場合は、第 1 項の規定にかかわらず、貸借対照表、損益計算書及び注記表については、総会の決議を経ることを要しない。この場合においては、組合長は総会にこれらの書類を提出し、その内容について報告しなければならない。</p>	<p>第 4 1 条</p> <p>3 <u>平成 27 年改正法附則第 7 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた旧農協法第 37 条の 2 第 7 項で準用する会社法第 439 条に定める要件に該当する場合は、第 1 項の規定にかかわらず、貸借対照表、損益計算書及び注記表については、総会の決議を経ることを要しない。この場合においては、組合長は総会にこれらの書類を提出し、その内容について報告しなければならない。</u></p>
108 ページ、 変更後の下 から 13 行目 からの (1) の 下線部	<p>第 4 2 条</p> <p>(1) <u>平成 27 年改正法附則第 10 条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農協法第 73 条の 22 第 1 項第 1 号の規定に基づく中央会の指導を受けた場合における当該指導の内容及び当該指導に対する改善措置の内容</u></p>	<p>第 4 2 条</p> <p>(1) <u>農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号。以下「平成 27 年改正法」という。）附則第 10 条の規定によりなおその効力を有するものとされた農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）第 1 条の規定による改正前の法（以下「旧農協法」という。）</u> 第 73 条の 22 第 1 項第 1 号の規定に基づく中央会の指導を受けた場合における当該指導の内容及び当該指導に対する改善措置の内容</p>
113 ページの 附則	<p>この<u>定款</u>の変更は、行政庁の<u>認可</u>を受けた日から効力を生じる。</p>	<p>この<u>規程</u>の変更は、行政庁の<u>承認</u>を受けた日から効力を生じる。</p>